

第●条 （出勤停止）

- 1 労働者は、以下の各号のいずれか一つに該当したときは、当法人の指示する一定の期間、就業することができない。
 - ① 感染症に罹患したとき。
 - ② 感染症に罹患している疑いが認められ、勤務することが不適切であると当法人が判断したとき。
 - ③ . . .
- 2 前項により、出勤を停止された期間は、欠勤又は休職として取り扱う。この場合、民法 536 条 2 項は適用されない。ただし、当該欠勤又は休職が当法人の責めに帰すべき事由による場合には、休業期間中平均賃金の 100 分の 60 の休業手当を支払う。